入札・契約に係る情報（変更契約等の内容について）

担当課：総務部　契約検査課

※公表基準：当初契約について公表物件のうち、金額変更が伴う変更契約

物件名称	令和7年度第3工区工事
履行場所	藤井寺市古室2丁目地内
契約者	（商　号）㈲前岡住宅設備 （住　所）大阪府藤井寺市御舟町3-37 （代表者）代表取締役　前岡　宏和
物　件　概　要 (変更後の内容)	管きょ工　L=489.2m 　開削工　Vuφ200　L=464.2m 　圧送工　WEETDA　W100　L=25.0m マンホール工　1式 汚水ます及び取付管工　1式 付帯工　1式 マンホールポンプ工　1式

変更契約の経過とその内容について

※変更契約欄の契約金額は、変更後契約金額を記載。

契約の種類	契約年月日	変　更　理　由	契約履行期間	契約金額（税込）
変更契約	令和7年9月25日	別紙のとおり	令和7年5月1日　から　令和8年3月31日	¥85,416,100

変 更 理 由 書

・工 事 名：令和７年度第３工区工事
・請負業者：有限会社前岡住宅設備
・契 約 日：令和７年４月３０日
・工　　期：令和７年５月１日～令和８年３月３１日

以下の理由により、変更が生じました。

（１）人孔の追加について

・既設 M5～M13 区間は水道管と低圧ガス管があり、その南側に下水道管の敷設としていました。しかし、道路上に文化財の保護区域の明示ピンがあり、水道の止水弁も設置を行う為に掘削スペースが狭隘となりました。

現況で施工を行うには低圧ガス管を露出させ、吊防護を行う、もしくは低圧ガス管の直下を掘り、管路布設となります。

既設 M7～M19 区間の M7+2.0m では雑排水人孔と布設管路との離隔がありません。そのため現況で施工を行うには既設人孔の直下を掘り、管路布設となります。

上記２個所とも現状での施工は危険性が高いため、M5+2 と M7+2 に塩ビ製人孔を追加し法線の変更が必要となりました。

そのため塩ビ製人孔 2 個所設置かかる金額の増額変更を行うものです。

（２）取付管およびます工の増減について

公共汚水桝の設置に伴う下記の事案と要望がありました。

①公共汚水桝申込書が未提出であり、訪問やビラ投函でも連絡がなく位置が未定
　　　：取付管のみ設置
②建替えの為に公共汚水桝位置の変更また解体時の支障になる：取付管のみ設置
③2 個所の申込であったが浄化槽付近の 1 個所のみ設置：1 個所の減少
④2 個所の申込であったが北東 1 個所のみ設置：1 個所の減少
⑤所有者が変更し、土地の分筆予定の為に公共汚水桝 1 個所追加：1 個所の追加
⑥土地の分筆また建築の為に公共汚水桝の 1 個所追加：1 個所の追加

上記 6 件により公共汚水桝設置 2 個所の追加、4 箇所の減少、取付管設置 2 個所の追加、2 箇所の減少となります。

そのため、取付管およびます工の増減に係る金額の変更するものです。

（３）取付管およびます工の追加について

土地の所有者より所有者の変更また、土地の分筆に伴い公共汚水桝 1 個所追加の要望がありました。

そのため、取付管およびます工の 1 個所追加に係る金額の変更するものです。

（４）取付管およびます工の追加について

公共汚水桝の申請はＡ宅、Ｂ宅の共同で１個所の申込でした。しかし、施工に伴う位置確認時に公共汚水の設置をＡ宅１個所、Ｂ宅１個所の計２個所へ変更の要望がありました。そのため、取付管およびます工の１個所追加に係る金額の変更するものです。

（５）取付管推進の変更について

公共汚水桝の申請は擁壁の上２か所の申込でした。そのため取付管推進工法で発注を行いましたが、所有者より宅内北西の出入り口に１個所設置へ変更の要望がありました。

要望に伴い位置の変更を行ったところ、開削工法が可能となりました。

そのため、取付管推進工２箇所の減少、開削工取付管設置１個所の追加に係る金額の変更するものです。

上記内容について、請負契約書第１９条（設計図書の変更）に基づき、設計変更を行うものです。

工　　種	数　　量			備　　考
マンホール工 　小型マンホール	Ｎ＝	(12) 14	箇所	
取付管およびます工 　取付管工	Ｎ＝	(56) 57	箇所	
取付管およびます工 　ます工	Ｎ＝	(8) 7	箇所	
管きょ工 　取付管ボーリング推進工	Ｎ＝	(2) ―	箇所	
極小立坑工	Ｎ＝	(2) ―	箇所	
鋼矢板立坑工	Ｎ＝	(2) ―	箇所	
仮設工 　交通誘導警備員	Ｎ＝	(331) 335	人	

※変更前：上段（　　）書き

　変更後：下段